平成 28 年度第１回岩手県子ども・子育て会議

幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 29 年３月 27 日（月）13：30～14：30
場所：盛岡地区合同庁舎講堂Ｃ

〇日向少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成 28 年度第１回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。

私は、子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の日向と申します。

本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数５名全員であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第５条第４項において準用する第４条第２項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

〇後藤子ども子育て支援課総括課長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園等の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力を賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。

本日の審議案件は３件でございますが、現在、保育所又は幼稚園として運営している施設から幼保連携型認定こども園に移行しようとするものが２件、今年度、安心こども基金を活用して施設整備を行い、新たに幼保連携型認定こども園を設置しようとするものが１件でございます。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして開会に当たっての挨拶といたします。

〇日向少子化・子育て支援担当課長

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、「３　議題」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例第５条第４項において準用する第３条第２項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を大塚会長にお願いいたします。

今回は、設置の認可が３件でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

〇大塚委員

皆様のご協力をいただきながら、努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議題に入ります。

お手元に配布しております「資料１」のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

〇大内主任主査

では、資料２をご覧ください。

まず、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要についてご説明いたします。

幼保連携型認定こども園の定義でありますが、１の(1)に記載しておりますが、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」であります。

ここでいう「この法律」とは、※１に記載しておりますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことでございます。

次に設置主体でありますが、これは国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とされております。

次に、認可等の主体でありますが、これは都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において認可を行い、盛岡市以外に所在する施設については県で認可を行うこととなります。

なお、公立の施設等については県への設置の届出を行うことにより設置が可能とされておりますので、認可の対象となる施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてでありますが、都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第 25 条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、「岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会」を当該審議会として位置づけているものでございます。

意見聴取の対象となる事項は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、この中の「設置の認可」について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準についてでありますが、これは県において、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。

なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであり、

国が定める基準と同様の基準を県の基準としているものでございます。
次に認可の適否についてでありますが、法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされているものでございます。
ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができることとされております。
本県の認可の方針でありますが、本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針としているものでございます。
次に２ページ目をご覧ください。
県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてでありますが、平成 28 年 4 月 1 日現在で、公立施設が５施設、私立施設が 37 施設の合計 42 施設となっております。
次に３ページ目をご覧ください。
本日の意見聴取の対象となる施設についてでありますが、表に記載の３件となります。
認可基準への対応状況等の詳細については別途ご説明いたしますが、１番の「幼保連携型認定こども園　花巻たかき幼稚園　たかき保育園」は、幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園へ移行しようとするもの、２番の「くじあさひ認定こども園」は、幼保連携型認定こども園を新たに設置しようとするもの、３番の「認定こども園　かわぬき」は、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行しようとするものでございます。
また、いずれの施設も、開設の時期は平成 29 年 4 月 1 日を予定しているものでございます。
以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

続きまして、資料４ページをご覧ください。
１件目の、「幼保連携型認定こども園　花巻たかき幼稚園　たかき保育園」についてご説明いたします。
はじめに４ページの資料で施設の概要を説明しまして、その後５ページ及び６ページの資料で設置基準への対応状況についてご説明をいたします。
まず４ページでありますが、施設名は、右上に記載のとおり「幼保連携型認定こども園花巻たかき幼稚園　たかき保育園」でございます。
施設の所在地は花巻市、施設の設置者は「学校法人豊水久田野学園」でございます。
この施設は、既存の幼稚園と保育所の本園及び分園を廃止して、幼保連携型認定こども園に移行しようとするものでございます。

「施設の所在地」の欄に記載している「本園の「以上児棟」」が現在幼稚園である建物であり、「未満児棟」が現在保育所の本園である建物でございます。２つの施設の住所が異なっておりますが、この２つの建物は道路を挟んで斜め向かいに設置されているものでございます。

また、「分園」が現在保育所の分園である建物でございまして、保育所の本園から施設のバスで片道約 10 分、約５㎞の位置に設置されているものでございます。

利用定員は、３歳未満児が 32 人、３歳以上児が 102 人の合計 134 人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は本園が 1,439.99 ㎡、分園が 273.34 ㎡、園庭の面積は本園が 2,510.19 ㎡でございまして、分園には園庭がありませんが、本園の園庭を使用するものでございます。

給食の提供状況でありますが、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした教育・保育相談事業等を実施するものでございます。

次に５ページをご覧ください。

本園の設置基準への対応状況でございますが、

まず、（１）の学級編制についてでありますが、右側に基準を記載しておりますが、幼保連携型認定こども園においては、満３歳以上の園児について１学級 35 人以下で学級を編制することとされており、各学級に学級担任を１人以上置くこととされております。

申請内容は、12 人編制の学級を１学級、30 人編制の学級を３学級、学級担任を４人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（２）の職員配置についてでありますが、右側に基準を記載しておりますが、保育教諭にかかる幼保連携型認定こども園の配置基準は、満４歳以上児 30 人につき１人以上、満３歳児 20 人につき１人以上、満１歳児及び満２歳児６人につき１人以上、０歳児３人につき１人以上とされており、満３歳以上児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされております。

この基準により算定した職員配置基準は右側の基準の欄に記載のとおり、８人以上となりますが、申請内容は 17 人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は必置とされておりますが、申請内容は３人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（３）の設備等についてでありますが、

まず、園舎の構造の基準は原則として２階建て以下とされておりますが、申請内容は２階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積でありますが、この基準は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と、３歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされております。この基準により算定した基準は 568.51 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 1,439.99 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積でありますが、この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、学級数による算定面積と３歳以上の園児数による算定面積を比較していずれか大きい面積に、２歳の園児数による算定面積を加えた面積以上とされております。

この基準により算定した基準は 519.6 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 2,510.19 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積でありますが、この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、乳児室は満２歳未満の園児のうちほふくしないもの１人につき 1.65 ㎡、ほふく室は　満２歳未満の園児のうちほふくするもの１人につき 3.3 ㎡、保育室は満２歳以上の園児１人につき 1.98 ㎡とされております。

この基準により算定した各居室の面積は、右側の基準欄のとおりでございまして、申請内容はすべてこの基準を満たしているものでございます。

次に、（４）の運営についてでありますが、教育週数の基準は年間 39 週以上とされており、また子育て支援事業としては、子どもの養育に関する地域住民からの相談に応じる教育保育相談事業の実施が必須とされておりますが、申請内容は、教育週数が年間 41 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（５）の欠格事由についてでありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

続きまして、６ページをご覧ください。

分園の設置基準への対応状況でございます。

まず、幼保連携型認定こども園の分園についてご説明いたしますが、幼保連携型認定こども園の分園は、内閣府・文部科学省及び厚生労働省の通知に基づいて、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入園児の減少に対応する必要がある等の場合に、規模が小さい独立した園を設置するよりも、本体となる幼保連携型認定こども園の下で一体的に運営する園と位置付けた方が、効果的・効率的に教育・保育を提供することが可能となる場合に設置されるものでございます。

下の欄の「(5)備考」をご覧いただきたいのですが、この施設においては、分園に登園する児童のうち、２歳以上の 20 人について、７時から９時まで及び 16 時以降の朝夕の時間帯においては分園を利用し、それ以外の時間帯においては、園バスを利用して本園へ移動し、本園を利用することとなるものでございまして、常時分園を利用するのは、０歳児５人と１歳児６人の合計 11 人となるものでございます。

設置基準への対応状況について、説明いたします。

まず、（１）の学級編制についてでありますが、基準の考え方の詳細は先ほど説明いたしましたので省略させていただきますが、この分園においては、教育課程に基づく教育を行わないため、学級編制の対象外となりますので、学級は編制されないものでございます。

なお、分園に登園する児童のうち３歳以上児については、本園における学級編制の対象となるものでございます。

次に、（２）の職員配置についてでありますが、保育教諭の配置基準は４人以上となりますが、申請内容は４人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は１人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（３）の設備等についてでありますが、

まず、園舎の構造は１階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積でありますが、設置基準は 39.93 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 273.34 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積でありますが、分園については、本園の園庭の面積を必要面積として算入することが可能とされております。

この分園には、園庭は設置されておりませんが、本園の園庭の面積が、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有していることから、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積でありますが、いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、本園と分園の距離でありますが、この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、「通常の交通手段により、30 分以内の距離を目安」とされておりますが、申請内容は、園バスで片道約 10 分、移動距離は約５㎞とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（４）の運営についてでありますが、分園においては教育課程における教育は行わないため、教育週数の基準の対象外となります。

また、子育て支援事業については、分園における子育て支援事業の実施は努力義務とされておりますが、申請内容は、分園においては、子育て支援事業として、延長保育事業及び預かり保育事業を実施することとされているものでございます。

以上が、「幼保連携型認定こども園　花巻たかき幼稚園　たかき保育園」の本園及び分園の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしくお願いいたします。

〇大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

〇五十嵐委員

認可基準を満たしているので問題は無いのですが、５ページの（１）の学級編制について、30 人学級が３学級、12 人学級が１学級に対して担任が４人とされており、１人の学級担任が担当する児童数に差があるようですが、特段の事情があるのでしょうか。

〇大内主任主査

事情は承知しておりませんが、設置基準上は、１学級 35 人以下とされているところであり、その基準の範囲で運用されているものでございます。

〇五十嵐委員

30 人学級を１人で担当するのと、12 人学級を１人で担当するのとでは、学級担任の負担にも差が出てくるものと考えられます。

また、幼稚園によっては、20 人程度の学級を編制し、また、特別な支援が必要な子どもがいる場合などは、学級担任に加えて、副担任を配置するなどされている施設もあります。

設置基準は、学級編制は 35 人以下、学級担任は１人以上とされているところですが、子どもの処遇の改善の観点から、今後更に手厚い職員配置となることを願っています。

〇大塚委員

学級担任は４人とされていますが、保育教諭の数は、設置基準８人以上のところ 17 人を配置していますので、かなり余裕を持って配置されていると思われます。

設置の認可の後、行政はどのように施設にかかわるのでしょうか。

〇大内主任主査

幼保連携型認定こども園に対しては、３年に１回以上監査を実施することとしております。

〇大塚委員

監査等の機会を通じて、職員配置の状況等についても確認をお願いします。

〇藤本委員

分園を常時利用するのは０歳児５人と１歳児６人の合計 11 人であり、７時から９時及び 16 時以降の朝夕の時間帯については、２歳から５歳までの 20 人も分園を利用するということのようですが、分園に配置される調理員１名は、０歳児５人と１歳児６人の合計 11 人分

の調理を担当するということでしょうか。
　また、分園と本園の間の移動については、施設のバスで対応するということでしょうか。

〇大内主任主査
　そのとおりです。

〇佐々木委員
　時間帯によっては、２歳児から５歳児までの子どもも分園を利用するようですが、職員配置基準上は、どのように算定されるのでしょうか。

〇大内主任主査
　職員配置基準の審査に当たっては、最大利用児童数に応じた基準により算定しているところです。この分園については、０歳から５歳までの合計 31 人が同時に利用した場合の職員配置基準を満たしているものです。

〇佐々木委員
　分園には園庭がないようですが、外で遊ぶ場合等は、本園までバスで移動して、本園の園庭を利用することとなるのでしょうか。

〇大内主任主査
　そのとおりです。

〇藤本委員
　この施設は、幼稚園と保育所の本園及び分園を廃止して、幼保連携型認定こども園に移行しようとするもので、設置基準については、すべて満たしていることから、認可を適とすることが適当と思われます。

〇大塚委員
　ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

（意見等無し）

〇大塚委員
　ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

（異議無しの声）

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

〇大内主任主査

では、資料７ページをご覧ください。

２件目の、「くじあさひ認定こども」についてご説明いたします。

まず７ページでありますが、施設名は、右上に記載のとおり「くじあさひ認定こども」でございます。

施設の所在地は久慈市、施設の設置者は「社会福祉法人旭町福祉会」でございます。

この施設は、久慈市において設置主体の公募を行い、選定された設置主体である「社会福祉法人旭町福祉会」が、今年度、安心こども基金や久慈市からの補助金を活用して施設整備を行い、新たに幼保連携型認定こども園を設置しようとするものでございます。

利用定員は、３歳未満児が 20 人、３歳以上児が 50 人の合計 70 人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は 753.59 ㎡、園庭の面積は 501.39 ㎡でございます。

給食の提供状況でありますが、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に８ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、まず、（１）の学級編制についてでありますが、申請内容は、16 人編制の学級を２学級、18 人編制の学級を１学級、学級担任を６人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（２）の職員配置についてでありますが、保育教諭の配置基準は７人以上となりますが、申請内容は 14 人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は３人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（３）の設備等についてでありますが、まず、園舎の構造は２階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積でありますが、設置基準は 466.86 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 753.59 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積でありますが、設置基準は 423.1 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 501.39 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積でありますが、いずれの設備におきましても、申請内容は設置基

準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（４）の運営についてでありますが、申請内容は、教育週数が年間 39 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、（５）の欠格事由についてでありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「くじあさひ認定こども」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしくお願いいたします。

〇大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

〇藤本委員

この施設は、私立の施設ということでよろしいでしょうか。

〇日向少子化・子育て支援担当課長

今回の施設の設置に当たり、新たに社会福祉法人を設立し、その社会福祉法人が設置、運営するものです。

〇藤本委員

この施設は、設置基準について、すべて満たしているものであることから、認可を適とすることが適当と思われます。

〇大塚委員

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

（意見等無し）

〇大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

（異議無しの声）

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

〇大内主任主査

では、資料９ページをご覧ください。

３件目の、「認定こども園　かわぬき」についてご説明いたします。

まず９ページでありますが、施設名は、右上に記載のとおり「認定こども園　かわぬき」でございます。

施設の所在地は久慈市、施設の設置者は、「社会福祉法人川貫保育会」でございます。

この施設は、既存の保育所を廃止して、幼保連携型認定こども園に移行しようとするものでございます。

利用定員は、３歳未満児が 32 人、３歳以上児が 38 人の合計 70 人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は 754.88 ㎡、園庭の面積は 870.16 ㎡でございます。

給食の提供状況でありますが、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て支援相談を実施するものでございます。

次に 10 ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、まず、（１）の学級編制についてでありますが、申請内容は、12 人編制の学級を１学級、13 人編制の学級を２学級、学級担任を３人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、（２）の職員配置についてでありますが、保育教諭の配置基準は 10 人以上となりますが、申請内容は 11 人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は１人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（３）の設備等についてでありますが、

まず、園舎の構造は１階建てでありますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積でありますが、設置基準は 494.91 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 754.88 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積でありますが、設置基準は 439.6 ㎡以上とされておりますが、申請内容は 870.16 ㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積でありますが、いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、（４）の運営についてでありますが、申請内容は、教育週数が年間 39 週、子育て

支援事業については、教育保育相談事業として子育て支援相談を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。
最後に、（５）の欠格事由についてでありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が「認定こども園　かわぬき」の申請内容と認可基準への対応状況でございます。
よろしくお願いいたします。

〇大塚委員
只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

〇藤本委員
この施設については、すべての園児に対して、自園調理で給食を提供するということでよいでしょうか。

〇大内主任主査
そのとおりです。

〇藤本委員
この施設は、設置基準について、すべて満たしているものであることから、認可を適とすることが適当と思われます。

〇大塚委員
ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

（意見等無し）

〇大塚委員
ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

（異議無しの声）

では、認可を適とすることといたします。

以上、３件について審議いたしましたが、審議結果について、知事に答申したいと思います。

事務局から、答申書の案の配布をお願いします。

（事務局から答申書（案）を各委員に配布）

お手元に配布した案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、このとおり答申することといたします。

〇大塚委員

以上で、本日の議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆様には、進行にご協力をいただきありがとうございました。

〇日向少子化・子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第１回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。

ありがとうございました。